平成２３年（フ）第１４４号
大分市久原中央２丁目３番21号
債務者　阿部剛四郎
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千野　博之
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２３号
兵庫県南あわじ市松帆志知川675番地
債務者　馬部　重樹
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富本　和路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第２４７号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目43番401号
債務者　本間　正良
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２２８６号
大阪市旭区生江２丁目９番24号
債務者　井上　博人
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５４７号
大阪市東住吉区湯里１丁目１番21号　クリーンライフ松映205号
債務者　原口　忠博
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅倉　晋作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８５号
大分市明野北１丁目３番14―36号
債務者　河野　一典
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生野　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１８６号
大分県豊後大野市三重町小坂3969番地122
債務者　羽田野　聖
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生野　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月19日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６４号
埼玉県狭山市大字上奥富1096番地
債務者　武田　四郎
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月13日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７６８号
新潟市西蒲区升潟5738番地
債務者　笹川　　隆
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩渕　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月22日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７７６号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目19番15号
債務者　佐野　　正
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　久朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１７７号
大阪府東大阪市岩田町５丁目15番32号　リュープリメーラ203号
債務者　松尾　貴史
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６５０号
大阪府寝屋川市香里西之町16番14―104号
債務者　平田　英雄
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７２７号
大阪府八尾市山本町南４丁目３番18号　山本マンション104号
債務者　山本　幸二
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　友紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６２５号
大阪府八尾市高砂町２丁目28番地　府営住宅19―640号、前住所大阪府東大阪市鴻池元町10番45―307号
債務者　木下　和明
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　久朗
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７２４号
大阪市淀川区宮原５丁目８番７―703号
債務者　川西　幸二
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　久朗
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２８号
秋田県湯沢市駒形町字大倉水上沢山47番地
債務者　高橋　陽子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第７８号
奈良県御所市柏原718番地、住民票上の住所大阪府堺市堺区桜之町東１丁１番23号
債務者　前田　由花（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係